

原料米価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、原料米価格高騰対策緊急支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 知事は、富山県産米を利用し、急激な原料米価格上昇の影響をうける米加工食品製造事業者の段階的な価格転嫁や販路開拓を支援し、本県食文化の維持・魅力向上、地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、富山県内に本社又は主な事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める組合等の法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人又は個人事業主で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 玄米又は精米を主たる原料とする、清酒等の酒類、味噌等の調味料、米菓等の菓子、もち、だんご、米穀粉等の米加工食品を富山県内で製造する事業者であること
 - (2) 価格転嫁及び販路開拓に係る経営安定化に向けた事業計画を策定すること
 - (3) 富山県の県税に滞納がないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としないものとする。
- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という。））第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 3 知事が規則第4条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消す。

4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により補助金の返還を命ずる。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）の玄米又は精米を購入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）の範囲は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間（以下、「補助対象調達期間」という。）に支払い及び取得が完了する令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）の購入に要した経費とする。

2 消費税および地方消費税は補助対象経費に含めない。

(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助金額等は次のとおりとし、補助限度額は5,000千円とする。

補 助 率	1／2以内
補助対象量	令和7年9月1日から令和8年3月31日までに取得及び支払いが完了する令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）のそれぞれの量
補助基準額	酒 造 好 適 米 : 200 円/kg も ち 米 : 184 円/kg 加 工 用 米 (うるち) : 184 円/kg
補 助 金 額	補助対象量に補助基準額と補助率を乗じて算出した額※ (量 × 基準額 × 補助率1／2以内) ※ただし、令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）の仕入れ総額×補助率1/2の範囲内とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。また、補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、按分その他の方法により予算の範囲内で交付する。

(事業の実施及び内示)

第7条 補助事業者は、事業の実施にあたり、実施計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出すること。

2 知事は、原料米価格高騰対策緊急支援補助金実施計画書の提出を受けたときには、内容を審査し、適當と認められるときは、計画の承認と補助金の内示について補助事業者に通知する。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第12条の規定による報告をするものとする。

3 規則第3条第1項第4号に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象調達期間（令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間）内の支払い及び取得が確認できる書類であって、次の確認事項の記載があるもの

確認事項	支払い書類	取得（納品）書類
ア. 令和7年産米であること	同左	
イ. 富山県産米であること	同左	
ウ. 酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）であること	同左	
エ. 仕入れ元	同左	
オ. 購入量	オ. 取得（納品）量	
カ. 支払い日	カ. 取得（納品）日	—
キ. 支払い金額		

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書兼実績報告書（様式第2号）の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第4条及び第5条の規定に基づき補助金交付の決定を行うものとする。

2 前項の交付決定は、額の確定を兼ねて通知するものとする。

3 知事は、前条第1項に基づき提出された交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を審査し、補助事業の実施内容が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

4 この補助金は、第1項及び第2項の規定による通知後に交付するものとする。補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第10条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る資料及び収支等を記載した帳簿を、その証拠となる書類とともに整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別に定める様式を知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12条 第8条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別に定める様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、別に定める期日までに、知事に報告するものとする。

(成果の報告等)

第13条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての報告等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月21日から施行する。

様式 第1号

要綱第7条関係（様式第1号）

原料米価格高騰対策緊急支援補助金 実施計画書

1 申請者の概要

事業者の名称			
代表者役職			
代表者氏名			
所在地			
担当部署・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
主な製品			

2 申請見込額の算出

※費用は全て『税抜き』で記載すること。（小数点以下は切り捨て）

	酒造好適米	もち米	加工用米（うるち）
① 購入金額（円）	円	円	円
② 玄米換算数量（kg）	kg	kg	kg
③ 1kgあたり費用 (①÷②)	円/kg	円/kg	円/kg
④ 補助基準額 200 円/kg	184 円/kg	184 円/kg	184 円/kg
⑤ 補助対象額小計 (②×④)	円	円	円
⑥ 補助対象額合計	円	円	円
⑦ 補助対象額 × 1/2	円	円	円
⑧ 交付申請予定額 (⑦ または上限500万円)	円	円	円

（参考：対象となる原料米の仕入れ総額×1/2）

3 実施計画書の提出にかかる誓約事項

（誓約する場合は、□にチェックを入れてください。）

- 計画書類に記載された内容に虚偽はありません。
- 原料米価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱第3条第1項第2号に記載した価格転嫁及び販路開拓にかかる経営安定化に向けた事業計画を策定します。
- 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらずかつ、将来にわたってもこれらに該当することはありません。

様式第1号（別紙1）

（別紙1）

※「富山県産」についてのみ記載してください。

富山県産 原料米 購入量集計表

令和7年産 合計（見込み）				玄米換算数量(kg)	対象購入額(円)		
番号	購入日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)							
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
小計							
1. 酒造好適米							
番号	購入日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)							
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
小計							
2. もち米							
番号	購入日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)							
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
小計							
3. 加工用米（うるち）							
番号	購入日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)							
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							
(6)							
(7)							
(8)							
小計							

※申請者自身が食品製造のために購入する富山県産酒造好適米または加工用米について『内訳』欄に記載

- ア. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で納品完了日または納品見込日を記載
- イ. 「購入元」は、組合・流通事業者・農家等の名称を記載
- ウ. 「購入形態」は、玄米と精米を選択
- エ. 「購入量」は、伝票に記載される見込みの購入量を記載（俵で記載されるものはkgに換算してください）
- オ. ウの「購入形態」で精米を選択した場合は、精米歩合を入力
- カ. 「玄米換算数量」が自動入力
- キ. 「購入金額」は、伝票に記載される見込みの購入金額を税抜き金額で記載

※必要に応じ、行を追加して使用すること

様式第1号（別紙2）

（別紙2）

県税の納税状況の確認について

[] は、
原料米価格高騰対策緊急支援補助金の交付を富山県に申請するに
当たり、富山県総合県税事務所が、富山県市場戦略推進課に対し、
[] の
富山県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

住所（所在地）

フリガナ
氏名（名称）

法人番号

--

富山県知事 新田 八朗 様

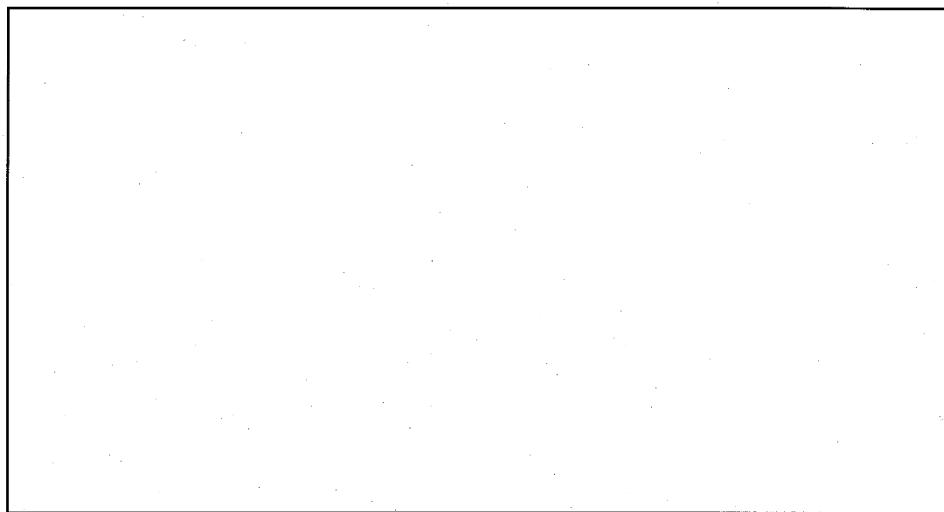
*納税状況の確認に関する事項
本同意書に基づき提供された納税状況は、富山県が実施する原料米価格高騰対策緊急支援補助金の交付事務以外には使用いたしません。

様式第1号（別紙3）

（別紙3）

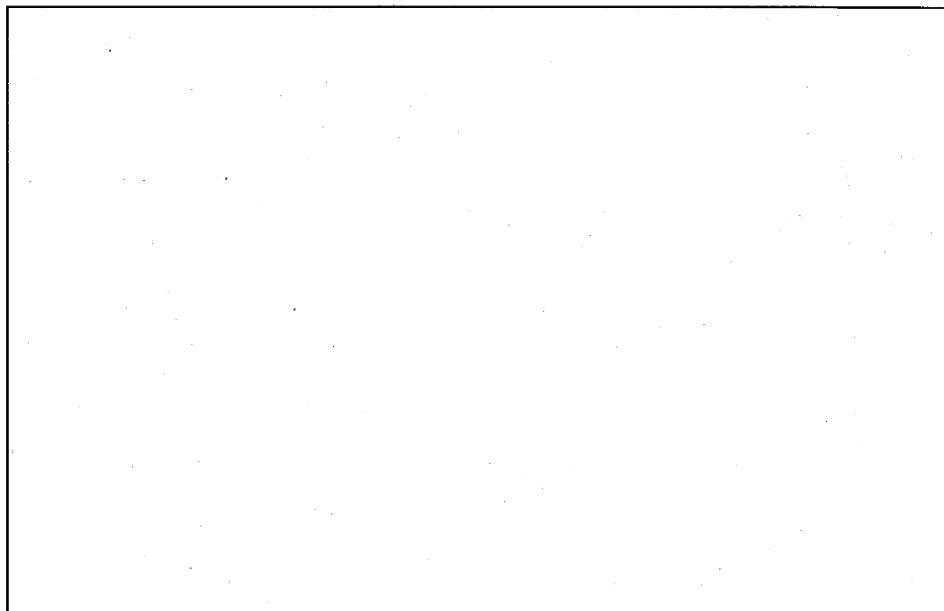
A. 令和7年産の富山県産米を原材料とする商品の一括表示

※第3条第1項第1号に規定する米加工食品を製造していることがわかるよう、米を原料とする貴社の製品の一括表示の画像を添付してください。
(代表的なもの一点)



B. 補助金入金先の銀行口座情報

※「金融機関名・支店名」「口座種別」「口座名義人」「店番、口座番号」がわかる写真を添付してください。



C. 申請主体を称する書類

※法人の場合は「定款」を、個人事業主の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し

(定款)

(個人事業の開業・廃業等届出書)

様式第2号

要綱第8条関係（様式第2号）

富山県知事 新田 八朗 様

申請者 住所

氏名

(法人にあっては名称および代表者の氏名)

原料米価格高騰対策緊急支援補助金交付申請書 兼 実績報告書

原料米価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり
補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請 兼 実績報告額

円

2 添付書類

- (1) 原料米価格高騰対策緊急支援補助金 実績報告書（別紙1）
- (2) 富山県産 原料米 購入量集計表（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）

様式第2号(別紙1)

(別紙1)

実績報告書

1 申請者の概要

事業者の名称			
代表者役職			
代表者氏名			
所在地			
担当部署・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 交付申請 兼 実績報告額の算出

※費用は『税抜き』で記載(小数点以下は切り捨て)

	酒造好適米	もち米	加工用米(うるち)
① 購入金額(円)	_____ 円	_____ 円	_____ 円
② 玄米換算数量(kg)	_____ kg	_____ kg	_____ kg
③ 1kgあたり費用(①÷②)	_____ 円/kg	_____ 円/kg	_____ 円/kg
④ 補助基準額	200 円/kg	184 円/kg	184 円/kg
⑤ 補助対象額小計(②×④)	_____ 円	_____ 円	_____ 円
⑥ 補助対象額合計			_____ 円
⑦ 補助対象額 × 1/2			_____ 円
⑧ 交付申請額	(⑧ または上限500万円)		_____ 円

(参考: 対象となる原料米の仕入れ総額×1/2)

3 経営安定化に向けた取組み内容

※具体的に記載してください。

(1)コスト削減について

--

(2)価格転嫁について

--

(3)販路拡大について

--

様式第2号(別紙2)

(別紙2)

※「富山県産」についてのみ記載してください。

富山県産 原料米 購入量集計表

令和7年産 合計(実績)					玄米換算数量(kg)	対象購入額(円)		
1. 酒造好適米								
番号	納品日	支払日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)								
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								
小計								
2. もち米								
番号	納品日	支払日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)								
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								
小計								
3. 加工用米(うるち)								
番号	納品日	支払日	購入元	購入形態	購入量(kg)	精米歩合(%)	玄米換算数量(kg)	購入金額(円)
(1)								
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								
小計								

※申請者自身が食品製造のために購入する富山県産酒造好適米または加工用米について『内訳』欄に記載

- ア. 「購入日」は、R7.9.1～R8.3.31の期間で納品完了日または納品見込日を記載
- イ. 「購入元」は、組合・流通事業者・農家等の名称を記載
- ウ. 「購入形態」は、玄米と精米を選択
- エ. 「購入量」は、伝票に記載される見込みの購入量を記載（俵で記載されるものはkgに換算してください）
- オ. ウの「購入形態」で精米を選択した場合は、精米歩合を入力
- カ. 「玄米換算数量」が自動入力
- キ. 「購入金額」は、伝票に記載される見込みの購入金額を税抜き金額で記載

※必要に応じ、行を追加して使用すること

様式第2号(別紙3)

(別紙3)

收支予算書

1 資金調達内訳 (単位:円)

区分	金額(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		県原料米価格高騰対策緊急支援補助金
その他		
合計		

2 資金支出内訳

経費区分	経費内訳	補助事業に要する 経費 (円)	補助対象 経費 (円)	積算根拠
原材料	酒造好適米、もち米、加工用米			実施計画書
補助金交付申請額積算(補助対象経費の1/2)				
補助金交付申請額(上限500万円、千円未満切捨て)				

※資金調達の合計と資金支出内訳(補助事業に要する経費)は一致すること。

※「補助事業に要する経費」とは、当事業を遂行するのに必要な経費を意味し、ここでは税抜きの金額を記載すること。

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費(税抜き)を記載すること。

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、「補助対象経費」の合計に補助率を乗じた額以内(千円未満は切り捨て)、かつその合計額は補助限度額以内とすること。

様式第3号

要綱第9条関係（様式第3号）

富山県知事 新田 八朗 様

申請者 住所

氏名

原料米価格高騰対策緊急支援補助金
交付請求書（概算払、精算払）

□ 付け富山県指令 市推 第 □ 号で交付決定（額の確定）
の通知があった補助金を交付されるよう富山県補助金等交付規則第13条の規定により
請求します。

今回請求額 □ 円

*振込口座： □ 銀行 □ 支店 普通 当座
口座番号 □
口座名義人（カナ） □

発行責任者	
担当者	
連絡先	